

スリランカ国  
新ケラニ橋周辺交通改善事業  
(協力準備調査(有償))  
ドラフトファイナルレポート

日時 平成25年10月11日(金) 14:02~17:13

場所 JICA本部 111会議室

(独)国際協力機構

### **助言委員**（敬称省略）

作本 直行 日本貿易振興機構(JETRO)総務部 主査・環境社会配慮審査役  
谷本 寿男 恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 教授  
二宮 浩輔 山梨県立大学 国際政策学部 総合政策学科 准教授  
早瀬 隆司 長崎大学 大学院 水産・環境科学総合研究科 教授  
松下 和夫 京都大学 名誉教授 / 地球環境戦略研究機関 (IGES)シニア・フェロー  
米田 久美子 一般財団法人 自然環境研究センター 研究事業部 研究主幹

### **JICA**

#### < 事業主管部 >

垣下 禎裕 経済基盤開発部 参事役  
田中 総東 経済基盤開発部 運輸交通・情報通信第三課 課長  
間宮 圭 経済基盤開発部 計画・調整課

#### < 事務局 >

長瀬 利雄 審査部 環境社会配慮審査課 課長  
鈴木 友美 審査部 環境社会配慮審査課

### **オブザーバー**

田嶋 久矩 京福コンサルタント株式会社  
佐井 茂 株式会社 日本開発サービス

午後2時02分開会

長瀬 では、時間にもなりましたし、皆様おそろいですので、ただいまから、スリランカ新ケラニ橋周辺交通改善事業（協力準備調査）のドラフトファイナルレポート環境社会配慮助言委員会、ワーキンググループを開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

では、毎回、主査をお願いしておりますが、今回やっていただける方、私の手元の資料では、最近やっていただいている方ですと、早瀬委員、0回、米田委員、1回、他の方は2回から2.5回、3回という感じですけども、いかがでしょうか。

お願いしてもよろしいでしょうか。

それでは、よろしくお願いいたします。

あとオブザーバーの方、今日いっぱい来ていただいております。ご発言いただく際には所属と名前を言っていただくように、よろしくお願いいたします。

あとは二宮委員が今日は4時半でどうしても先に失礼されるということですので、一応お知らせです。

では、早瀬委員、よろしくお願いいたします。

早瀬主査 それでは、主査を務めさせていただきますが、よろしくお願いいたします。

最初に、進め方から少し共有したいと思います。

説明資料、今日配付されているものが3つほどございますけれども、これは最初に説明していただいたほうがよろしいですかね。

長瀬 時間もありますので、通例ですと……。

田中 最初に説明させていただいたほうがよろしいかと思っています。

長瀬 では、もしよろしければ。

早瀬主査 では、これを最初に説明していただいて、その後、質問に従って進めていくと、よろしくお願いいたします。

田中 先に資料に沿った形でご説明させていただきます。

いただいたご質問のうち、1枚目の1番から3番に該当するものでございますが、まず本事業の位置づけと申します紙があるかと思えます。

すみません。申し遅れましたが、私は経済基盤開発部で運輸情報通信3課の田中と申します。

1番から3番に該当しますご質問に対して、この資料をもってご回答させていただければと思います。

ご質問の中で、まず、JICAの現在やっているマスタープラン、私どもCoMTransと呼んでおりますけれども、その中でこの事業をどう位置づけるのかといったようなご質問があるかと思えます。

現状と課題のところでございますが、ここに書いてある通りでございます。

基幹の都市内幹線道路が集中しているエリア、かつそこにさらにまた新たな高速道

路が開通予定ということで、非常に混雑すると、従いましてこの部分に橋梁を建設するというのが大きなこのプロジェクトの概要でございますが、もちろんコロボ市内、都市渋滞が非常にひどくなっておるところでございますので、もっと抜本的なマストランジットの建設なんかもあわせてやっていく必要があるというのは、ご指摘の通りかと思えます。

現状のマスタープランの進捗状況について、ご質問をいただいておりますが、現状このプロジェクトと並行するような形でマスタープランをやっておりますけれども、その中でマストランジットについても言及をしております。

しかしながら、方向性について、そういったものの必要性について、今まさに議論しているところでございまして、具体的なこちらに「見通し」とありますけれども、そういったものの必要性については、政府のほうは認識しておると。かつ、それに伴いまして、例えば都市内の高速道路、urban expresswayといったような都市内の交通網についても必要というふうな認識はしておりますが、具体的にいつ、そしてそういったものをどの路線でということまでは、まだ協議が続いておるところでございます。

その背景には、資金的なものももちろんございますし、今後の具体的なスケジュール感がまだそこまで詰まっていらないというところがございます。

しかしながら、そういった都市内の高速道路、幹線道路を今後建設するに当たって、このプロジェクトがまさにアクセスを確保できるような形でつくっていかうというのが私どもの今のこのプロジェクトを案件形成しているところの考えでございます。

この上位計画のところにも、繰り返しますが、書いてございますけれども、策定中の都市交通マスタープランでは、現状飽和状態にある都市内交通改善に向けて、他モードへの転換も含めた検討を行っている。その中で、スリランカ側も中長期的に都市内幹線道路、こちらが必要となっておりますので、今回建設する高架橋、これもランプウェイの形状を検討するに当たりまして、今後将来的に建設されるであろう都市内幹線道路網への将来的な接続を担保した計画及び設計を今考えているところでございます。

引き続きまして、3番のところ、南側の部分の交差点、こちらのほうが渋滞するのではないかというご懸念のご質問のところでございますが、こちらはまさにその通りでございます。我々も調査結果の中で、南側の交差点、こちらのほうが容量が不足するということが明らかになりましたので、こちらの交差点の改良もこのプロジェクトの中で検討しております。

具体的には、車線の増加等を今検討しておりまして、この改良によりまして、2030年から35年までは、渋滞が現状より悪化しないだろうということを確認しておりますので、このプロジェクトの一環としてここも対処するというところでございます。

早瀬主査 ありがとうございます。

今のペーパーは、質問ナンバーの1から3に関係するというので、1から3に関係するものというのは、この残りの2つは関係ないですか。

田中 はい。

早瀬主査 じゃ、今ご説明いただいたので、1から3について少し進めてから、またその後説明いただくということでいいですか。

田中 私どもは、構いません。

早瀬主査 では、作本委員、二宮委員、米田委員ですけれども、何かございますでしょうか。

作本委員 今ご説明ありがとうございました。

私もいただいた資料の中で、スリランカ政府側がこの交通網というか、将来計画を立てているか、一生懸命探したんですが、JICAさんが出したCoMTransというんですか、これしか記述がなかったということがあるんです。

逆に今度はJICAさんのこの計画が大きな力というか、役割を果たしているということでしたら、こちらのほうではちょっと手元にはないんですけども、二宮さんがおっしゃるような将来的な公共機関の整備計画というか、そういう全体像、将来像というのは何か示しておられるんですか。

田中 まさに今その交通モードについては、案は挙がっているんですけども、その中に具体的な整備計画というのはこれからということでございます。今まさに現状詰めていると。

ただ、モードとして、ここに書いてある通り、都市内の幹線道路、これを新設しようということにつきましては、スリランカ側もそういった意向を確認しておりますので、それにアクセスできるような形状のものを今回のプロジェクトも確保しておこうというものでございます。

作本委員 わかりました。

二宮委員 今、議論されている計画は大体どのくらいで議論が見えてくるというか、全体像が見えてくるのはいつぐらいになりそうなんですか。

間宮 もうすぐ中間報告を行う予定になっておりまして、それに向けてレポート等の整備をしているような状況です。

二宮委員 そうすると、この事業がある程度スタートするころには、全体像が何となく見えてきそうな、そんなイメージなんですか。

間宮 そうですね。調査自体が14年の5月ですか、少なくとも来春までには終わるということで、その中では位置づけられる予定になっております。

二宮委員 そうすると、今の段階では全体像はまだ正式にははっきり見えない状態で、とりあえず現状の問題があるところを何とかしようという状況ですね。

田中 はい。

二宮委員 わかりました。

そうすると、多分、米田委員からもご発言があると思いますけれども、例えばここを整備するとこっちも混雑するんじゃないかということで、ここを対応しましょうとなると、多分それ以外のところもまた大変なことになるということなので、かなり全体のピクチャーが見えながら、他のモードとのコンビネーションを考えながらやらないといけない。いずれはなるべく早くということになんだと思いますよね。そうすると、そういう前提での事業だということで議論をしなきゃいけないんだらうと思います。

以上です。

米田委員 皆さんに言っていただいたので、私は結構です。

早瀬主査 それでは、次に進みたいと思います。

田中 続きまして、2番目の別添の資料でございますが、AEA移転に係る環境社会配慮検討という紙がありますが、これに基づきまして、原子力庁の移転関連のご質問に対する回答とさせていただきますというふうに考えております。

AEAと申しますのは、スリランカにおける原子力庁（Atomic Energy Authority）の略称でございますけれども、まず大前提といたしまして、スリランカにおいて今、原子力発電所はございません。

ここは何をやっているかと申しますと、スリランカ国内で放射性物質の取り扱いに関する法整備ですとか、IAEAとの連絡調整を行うとともに、放射性物質、医療用、研究用、産業用、こちらの利用促進を行うということで、一部こういったところで出ました廃棄物を一時的に貯蔵しているところがございます。その保管している放射性物質について、2.で書かせていただいております。

いずれも今回、私ども調査団のほうでも確認させていただきましたけれども、全てこういった病院ですとか、そういったところで研究機関とかで使った使用済みのものということで、放射性のレベルも非常に低いと。ここで1.77Ciと書いていますが、これはまた後でご説明させていただきます。このレベル感としては非常に低いものということで、具体的にはこの後またご説明させていただきます。

実際にその放射線量のレベルということで、こちらの確認をしましたが、もちろん国内の現状の基準の範囲内で今管理されていると。もちろんその管理につきましても、国内法に基づいておるんですが、その国内法はIAEAの協力のもとに整備されているということで、毎時0.28  $\mu$ Svにつきましては、これは国際的な標準の管理レベルである1mSv/year未満であるということを確認しております。

このレベル感なんでございますが、3番の移転のところに書かせていただいておりますけれども、まずはこの事業に当たりまして、このAEAの移転が不可欠かどうかというところがございますが、どうしても線形上この移転が不可欠というふうに私どもは判断しております。それはまさにジャンクションランプ、こちらの建設位置がこの建物近辺のところにせざるを得ないというところがございます。従いまして、AEAの

移転は不可欠だろうと。

実際に移転するに当たって、スリランカの国内法も確認したんですけれども、10,000Ci以上の放射性物質、こちらのほうは厳重な管理が必要ということで、警護が義務づけられておりますが、今回のものにつきましてはそこまで至らない低レベルなものであるということで、警護は不要というふうにしりランカから聞いております。

もちろんそうは言っても、放射性廃棄物でございますので、国内法及びIAEAのRegulationに従って、彼らも輸送する取り決めというふうになっております。

仮にこれを移転の前にももちろん解体をする場合がございますけれども、現状の放射性物質、こちらは鉛製の二重の密閉容器に閉じられて、管理されているというものでございますので、保管庫の建材等に放射性物質が付着していることは想定されないということでございますが、もちろんそこはきちんと調査の上、通常の解体作業の中できちんとそこは確認すると。放射線の汚染が確認されなかった場合は、通常のものと同様に処分されますけれども、確認された場合は、IAEAの基準に従って除染を行うということでございます。土壌についても同様の考えでございます。

結論というところに書いてございますけれども、作本委員から、まずそもそも「ODA事業において原発関連の支援には協力はしないとの国際的取り決めを守っているはずだが」というふうなご指摘がございましたけれども、おっしゃる通り、国際的に援助は禁止されているのは原子力発電所、それから核燃料に係るものでございますけれども、本事業に係るAEAの移転は、これに該当するものじゃないというふうに私どもとしては理解しております。

かつ、AEAが保管する放射性物質、こちらは医療用、研究用、産業用に係る限定的なものにとどまりますので、環境や社会への重大で望ましくない影響が生じるということは、想定されないというふうに考えております。

かつ、AEAの移転に当たりましては、スリランカの国内法に沿って実施されますし、スリランカ国内法は、原則としてIAEAの国際基準に則り制定されていることを確認しておりますので、私どもとしては、この移転につきまして、そういった国内法、それからIAEAの基準に基づいて、移転がなされることをきちんと確認するということが必要だろうというふうに思っております。

早瀬主査 ありがとうございます。

今のは、質問番号で言うと7番、9番ぐらいですか。

田中 7番、9番、39番、40番、それから最後54番、58番。

以上でございます。

早瀬主査 ありがとうございます。

では、ご意見等ございますか。

作本委員 私も放射性廃棄物がAEAですか、いわゆる原子力庁の移転に伴って出てくるなんていうことは、想定もしていなかったし、報告書も400ページぐらいの膨大

な中の最後の章に顔を出すということで、はっきり言ってびっくりしました。

本来でしたら、既にいろいろな番号を言われたんですが、橋をつくる代替案というんでしょうか、その比較の中でこういうものは一緒に検討されないのはおかしかったんじゃないかと。

私も目次を見てもわからない。皆様方のサマリーには放射性廃棄物の評価という言葉が一切入っていないと思います。私も別冊のドラフトファイナルを見たときに、最後の章に出てきた。しかも学校とか、訓練センターでしたっけ、その移転の次に100%影響を受けるこの原子力庁を移転する必要があるということを見て、ある意味ではちょっとはっといたしました。こういう情報の提供のされ方をするのかというのを私は印象ですけれども、まずがっかりしました。

今、医療用だということで、私もそれは理解しているんですけども、ただたばこ会社、別添の資料にはAppendixの中には相当入っているんですね。現在、原子力庁の中にどういう備品類があるかということとか、あるいは放射性物質のもとが、病院が入っているんですけども、一つセイロンのたばこ会社となっているんですが、これが商業用という先ほどおっしゃられたことだと思いますけど、意味合いをまず教えていただきたいと思います。

田中 たばこの……。

作本委員 Ciの単位が他よりも際だって大きいんですね。

田中 一つ大きいものがありますね。

どのような使用に。

作本委員 おおよそで結構です。私もそんな詳しくは。

田中 1.77のやつはがん治療用の病院からのもの。

作本委員 病院の種々がほとんどですね。ただ、1カ所だけ、セイロンのたばこカンパニーというのが、他は0.499Ciだったり、0.5Ciが、39.42というずば抜けた数が1カ所から出ているので。

田中 これですね。11品目あるうちで……。

作本委員 Appendixの9の冒頭の(1)、1番目の表の中に入っています。後でも結構です。

田中 単位がミリ(mCi)ですね。

作本委員 ミリですか。じゃ、これは小さな意味ですね。わかりました。ありがとうございます。

それと、国内法の整備というのは、書かれた資料でまだできてないというか、9月中には移転先を決めるというようなスケジュールが書かれておりましたが、これはどうということですか。

田中 国内法はもちろん移転に係るのは整備されております。ここで申し上げているのは、EIAにおける原子力の放射性廃棄物の取り扱いということで。



作本委員 例えば、原子力関連の病院を含めて、施設を設置するときにはEIAの対象事業には入っていないですね。

田中 現在入っていません。別な法体系で原子力規制法のような法体系で管理されているというふうになってきています。

作本委員 私も、例えば通常ですと、今ある施設で万が一放射能が漏出しているかどうかという検査も行われているんですか、二重の鉛の密閉容器におさまっていることを言われていますけれども、ここで漏出管理上の問題というのではないわけですか。

田中 現状はないということを確認しています。

作本委員 確認している。聞いただけではなくて、これはよほど注意すべき内容なので、そういうことで大丈夫ですか。

米田委員 私の質問のほうでも書かせていただいたんですけども、58番のほうですか、容器のふたの上で75  $\mu$ Sv/hというのは高くはないんですか。建物のドアの外で検出されて、部屋の中へ入るとさらに濃度が高い。先ほどの0.27  $\mu$ Sv/hというのは、建物の外の敷地内の空間線量か何かですよ。そうじゃなくて、建物の中に入るともっと高くなると、このドラフトファイナル13-28、29ページあたりに書かれているんですけども、これが普通なんですか。

田中 IAEAの定めでは1mSvで、これは外で……。

米田委員 1ミリシーベルト・パー、年間ですよ。

田中 ただ、物というか、そこについては具体的にこういう基準というのは別にあるわけではないんですけども、ちょっと参考までなんですけど、これは該当するのか、私もあれなんですけれども、日本でも、例えば放射線廃棄物をどこかに、医療廃棄物を車で運搬したりするわけなんですけれども、車の例えば表面の規制というのもありまして、廃棄物を運ぶ車両の表面から、例えば1mで100  $\mu$ Sv/hを超えないことというふうな規制が。

米田委員 1m離れたところでということですか。

田中 車からですね。車の例えば表面、こちらは2mSv/hですね。毎時、先ほど言った20倍ですね。ものは超えないようにしましょうと、輸送物、この運搬車両が、そういうふうな基準があるやには聞いていますけれども、それから見ると極めて高いとか、そういうものではないのではないかなというふうに思っています。

米田委員 日本の実態はどうなんでしょうか。こういう保管をしているところは日本にもあると思うんですけども、そういうところで実際に保管している部屋の中の空間線量であったりとか、あるいは容器の表面の濃度とかというのはどうなんでしょうか。

間宮 最終的には、国際的に一つ共通認識として持たれているのは、敷地境界から出てくる量が1mSv/yearが決められておりまして、それが守れるように各国内でいる

いろな基準をつくっているところです。それは敷地の中のある地点で幾つだという基準が定められているわけなんですけれども、ここで言う建物の敷地の中にある倉庫の中にある保管室のさらに中にある容器の近くとか、そういったところは、その外に何重に分かれて防護されているわけですので。

米田委員 この場合は、そこを全部掘り返して、物を出して運ぶということをしようというわけですね。

間宮 はい。

米田委員 だから、その管理というか、封じ込めるようなものが本当にきちんできていたんだろうかというのが私が持った疑問だったんですけれども。逆に新しい施設に移すことによって、かえって新しいきちんとした施設で管理がよくなるということも考えられることは考えられるんですが、そこへ移すまでの間が、決まりはいっぱいいろいろあると思うんですけれども、実際にそれができるんだろうか、できているんだろうかというのが私の一番心配したところだったんです。

間宮 一応線量というのは、線源から離れれば離れるほどどんどん小さくなっていきますので、そういうことも考慮されて、例えば輸送時に二重にシールされたカプセルをさらにダンボールである程度距離を保てるように配置して運びなさいとか、そういったことがいろいろ定められているようでございます。

作本委員 私もちっと前に疑問があって、聞いてきたんですけれども、放射性物質そのものは、今のように鉛で覆っていると。だけれども、実際作業員が使う手袋や何やそういうものがいっぱい出てくるわけですね。いわゆる廃棄物、そちらの処分というのは、今まで適正になされていたんですか、それで今回はそういうものについてどういう処分というか、処理をされていくつもりなのか、そういう計画は立っているんでしょうか。

田中 細かい廃棄物の処理方法までは、今私も、これはスリランカの国内法に応じて適切にやられているということを聞いているので、個別に手袋をどうしているかというのはちょっとわからないんですけれども、そこはスリランカ国内でももちろんX線も使っていますし、あと日本でもそうですけれども、例えば放射線の医薬品の取り扱いなんかというのも、もちろんあると思いますし、そういったものは基本的にはきちんと国内法で定められて、それがかつIAEAの基準どおり運用されているということを確認しておりますので、聞いておりますので、それをもって今回もそれが適切にやられるということを確認するということなのかなと思っています。

作本委員 確認というのは、口頭確認じゃなくて、そういう団員が実際入っていることまであるんですか。

というのは、私がちょっと悩んでいるのは、JICAがもしこの事業を行わなかったら、こういうことは生じなかったのかどうか、あるいは他の原子力の相手国政府の問題だというふうに突っぱねていいものかどうか、そこら辺は何ともわからない。JICAのこ

の事業がなければ、移転する必要がなかった。一番広く条件的に捉えた場合には、今回の移転もJICAの事業に伴って、仕方なく発生したというふうに考えられるんですね。

その中で、今度はそこでの住民移転だとか、住民がどれだけ、候補地が決まっているようですけれども、移転すると、原子力庁と放射性廃棄物を一緒に連れて移転するという情報というか、そういう案内は既に回っているんですか、全く知らされていないんじゃないですか。

田中 移転先につきましては、今のところ私どもが今聞いているのは、学園都市みたいな、そういうところで、余り住民がいないというところですがけれども、ただスリランカ側も国内法上、要は環境社会に非常に重大な影響を与えるという認識はないがゆえに、そういったステークホルダーミーティングの開催とか、そういったものも今国内法上ないというふうに聞いておりますけれども、いずれにしろ現状移転先にはまた住宅密集地にあるとかということではないということは確認しています。

作本委員 恐らく医療用に使える放射性物質については、鉛だとか、そういうことである程度管理の方法はとられていると思うんですけれども、今おっしゃられた通常の処分によりとおっしゃいましたよね。ですから、恐らくそれに関連するような廃棄物だとか、あるいは放射能が出てこなければ一般処分に従うというようなことが文章に書かれていますね。そのあたりの境目の線が私は何とも読み取れないで、はっきりした住民の安全とか、何かまで考えた上での線引きが行われているのかどうか、不安なんですよね。

日本でやる場合とはまたちょっと違いますから、途上国でこういうことをやって、今まで経験のないところですから、医療関連の放射性廃棄物でさえ、恐らく病院ごとにきちんとやられているということがあるのかなという、まずそこら辺の疑問から、IAEAやEIA、そちらのほうに従うといったって、どこだってエンフォースメントの問題があるわけですから、後でその通り行ってませんでしたということと言われても、なかなか取り返しのつかないことなのです。

間宮 一つ言えますのは、AEA自身がどういう機関かといいますと、例えば放射性物質を誰かの規制のもとで、その放射性物質を取り扱う一機関であるとともに、そういう規制自体をみずからつくって、要はスリランカ国内での法整備とかをやっている機関なわけですね。そこはいわば監督省庁、監督組織になるわけなんです。

その監督組織が自分の管理のもとで行うということと、またそれとは別の例えば営利組織、医療機関やそういう組織がそういう処分を行うということでは、ちょっとレベルが違うといいいますか、ここは関知されるべきであろうけれども、彼ら自身はみずから監督組織として自浄能力を持っていると。

それから、彼ら自身の中でも、そういうアドミニストレーション部門と実際にそういう廃棄物を収集している部門がありまして、それがあわせてAEAという組織になっているんですけれども、実際に移転に伴って、そういう計画とか立てるのは使用して

いる部門ですね。それに対して彼ら自身のアドミニストレーションの部門がしっかり監督をするような機構側のそういう体制になっておりまして、その辺はスリランカ国内の監督省庁のコントロールがきく範囲で、しっかりコントロールされるということを考えております。

作本委員 これは相手国の政府が直接というか、直轄、これをしながら移転させるということになるんでしょから、こちらで心配するほどのことじゃないのかもしれないけれども、スリランカは途上国であって、いろいろな問題を抱えている国でありますよね。発展段階で、そういうところがこれだけ十分な科学的な知識だとか、注意だとかが働くかどうかというのは、日本でさえまだこの状態にあるわけですから、大丈夫なのかなと。

その原因が私どもが今一緒に扱っているJICA事業から発生するということか、これがなかったら全くないんだと、起こりもしなかったというようなことを考えると、そこに責任というか、先を見極めるという意味では、こちら側にもあるんじゃないかという、そういう認識です。

早瀬主査 ありがとうございます。

とりあえず今説明していただいたことについては、ご了解したという上で、先方政府の能力だとか、そういうことに対する不信感が少し残りますねという感じで理解したんですが、そのあたりはとりあえず次に進みたいと思います。

3つ目のゲートの問題は後に回してもよろしいですか、環境関係が終わってから、社会関係にですけれども、今やりますか。

田中 社会のほうはちょっと後にさせていただきます。

早瀬主査 回答表のほうに戻りたいと思いますけれども、今、3番まで終わりましたので、あと番号に沿って、先生方のほうから質問等、進めていっていただいて、一通り最後までいきたいというふうに思います。

作本委員 4番目のご説明、ご回答ありがとうございます。納得です。このままで結構です。

早瀬主査 5番、6番。

二宮委員 5番は、先ほどの最初のほうの議論に関連するんですけれども、この回答は非常にわかりやすい回答でありがとうございます。

例えば、公共交通機関として大型のバスを導入するとすればどのくらい現地で交通渋滞の解消に効果があるのかとか、その辺のことをこれから国内でも地下鉄や何かとあわせて検討されていくんでしょけれども、そのときに、例えばアジアの途上国では、大きなバスを導入させても、三輪車だとか中型のバスみたいなものがなくななくて、逆に交通混雑が大きくなってしまふようなことがあるので、その辺のところを勘案した計画づくりになっているのかなというところが少し懸念で、こういう具体的な質問をしたわけですけれども、計画自体はまだ検討中ということなので、恐らくいる

いろな交通モードがある中で、それを整理していくということもあわせて検討されているという理解でよろしいでしょうか。

間宮 その辺はあわせて検討しているように聞いております。

二宮委員 わかりました。

作本委員 6番、私のほうでDFRのほうでは、広く項目を検討されていたということで見させていただきました。これも了解いたしました。

早瀬主査 7番はさっき終わりですね。8番も結構です。9番はとりあえず終わった。10番、11番。

作本委員 これもご説明で、10番はわかりました。

早瀬主査 11番。

作本委員 これはこの事業だけじゃないんですけれども、マトリックスの評価の仕方、これはこの間全体会議でも申し上げたことでもあるんですが、私自身もよく理解できないことがあるかと思ひまして、評価の方法というのをもう一回整理したほうがいいだろうという気がしております。

ここに入っているのはおかしいんですけれども、工事前、工事中、供用後ということ、あるいは操業中、そういうような形で、よく3つに区別するんですが、ご指摘いただくのは、それぞれの区分の段階の中で、環境社会配慮にかかわるような課題というか、問題が登場しますよということは書いてあるんですね。

例えば、工事中には道路ができれば、そこで大気汚染の問題が起こり得ると、そういう形では各段階ごとに示していただいている、AからDまでの説明で不明な場合には不明ということで入れていただくんですが、ただ段階が先に進んだところ、例えば工事中が終わって、供用後の段階ではその問題が終わっているのかどうかということが、今の評価づけから見るとれないということがあります。

Aの段階で発生した問題、あれは例えば住民移転がわかりやすいかと思うんですが、住民移転の問題が工事前には発生していたと。ただ、それが100%途中から問題自体が解消したのかどうかというようなイメージを与えることがあるので、もうちょっと各段階でどういう問題が出るという書き方としては、とてもわかりやすいんですけれども、問題が時間的に進んでいくうちに解消されているのかどうかという、その区別をこのマトリックスの評価であらわせる方法がないものかどうか、ちょっと考える機会にしたいかと思ったんですが、全体にかかって申しわけありません。

早瀬主査 その数字は、この間もちょっとありましたけれども、私自身も長く環境影響評価を見てきているんですが、環境影響評価というのは、縦軸と横軸でクロスさせて、スコーピングしていくんですけれども、縦軸は環境の要素、項目、横軸は活動だと私もずっと理解してきています。

だから、この事業によって行われる活動がそれぞれの地域にどういう環境の変化を与えるのかというのを縦軸と横軸でクロスさせ、地域の特徴が縦軸に反映されてきて、

横軸には事業の活動が反映されていると私も理解してきていまして、そう理解すると、工事中の活動、それがどういうふうな影響を与えるのかというのを工事が終わった後も含めて見ていく。

供用時の活動、それがどういう影響を与えるのかというのは、ずっと最後まで見て、間接的なものも含めて、蓄積的な面も含めて見ていくという整理じゃないかなというふうに思うんです。

それから、移転に関しても、もちろん移転は工事中に行われるんですね。工事中に行われたやつについて、移転の影響というのを最後まで見ていかなきゃ、移転が工事中に行われるんだったら、その枠の中で見ていく。

作本委員 供用後には問題は、通常は起こるとは誰も書きませんよね。発生していると、発生するたぐいの問題だというふうには、例えば橋をつくる。橋を相手方に渡して、供用後に住民移転の問題は既がないという形で記述することになるかと思うんですけれども、問題を引き継いでいる形。

早瀬主査 供用後というのは供用中ですよ。

作本委員 供用後というのは、事業を相手方に引き渡したという、供用中というか、操業中というか、稼動中というか、そういう。

長瀬 全体に関する議論については、全体会で、次回またご提案をいただくという形になっておりますので、このプロジェクトに影響するところにフォーカスしていただければと思います。

早瀬主査 そうすると、11はとりあえず今日はよろしいということによろしいですね。

次は12から進めますけれども、温暖化の関係で「C+」についてですけれども、ここで実施した場合と実施しなかった場合の排出量を定性的に比較して「C+」になるというふうな回答になっているんですが、事業を実施した場合と実施しなかった場合の比較というのは、他の環境の要素の場合に一貫してそうされているのかというのが少し気になるんですけれども、他の部分では現状の環境の状況と事業実施後の環境の状況が比較されている部分があるのではないかと。これは事業を実施した場合と実施しない場合の比較というのは、その両者の違いというのは、事業を実施した場合と実施していない場合というのは、将来の交通量の増加というものを勘定に入れているかどうかという違いが出てくるというふうに私は理解しているんですけれども。

間宮 おっしゃる通りですね。

早瀬主査 それで、このCO<sub>2</sub>の部分については、将来の交通量の増加というのを前提としないで、増加した段階で事業の実施をする場合としない場合ということで評価されているのでしょうか。そうだとすると、他の部分との扱いが違いますね。

間宮 通常は、現状と将来で比較をするかと思いますが、このプロジェクトエリアの特徴をちょっと考えますと、現状、渋滞しているのはプロジェクトをやって、渋滞

が解消するからプラスになるだろうという、単純なそういうことではなくて、先ほど早瀬委員がおっしゃいましたような、交通量の伸びも顕著であるという特徴も踏まえた上で……。

早瀬主査 ただ、それで私自身も余り細かいことかなという気もするんですけども、私自身が気になっているのがCO<sub>2</sub>の問題というのは交通量の増加の問題で、先ほどの1から3の問題と非常に近い問題だというふうに理解してしまして、それに対する回答がどうも何か千鳥足のような印象を受けてしまうんですね。CO<sub>2</sub>対策についても、腰がもう一つ座ってないんじゃないかなというふうな印象を受けています。

それで、今の問題にしても、例えば12-14ページのところでははっきりこう書いてあるんですね。12.2.8の1行目、2行目のところに、環境への影響というのは、現状と将来の比較をするんだと文章で書かれている。事業のある、ないで評価するんじゃないところでは書かれているんじゃないですか。そうしたら、ここは一貫してそういうふうに進めていただく必要があるんじゃないか。

それと、何番だったかちょっと調べるとすぐわかるんですが、CO<sub>2</sub>をモニタリングすると書かれてありまして、CO<sub>2</sub>の量というのは排出量のモニタリングを言うんだったらわかるんですけども、CO<sub>2</sub>の環境濃度のモニタリングというのは、どういう意味があるのかについて、ちょっとご質問したんですけども、CO<sub>2</sub>の環境濃度のモニタリングして、局地的なCO<sub>2</sub>の濃度が得られるわけですけども、それが気候変動の問題に対してどう評価できるのかというの、いまひとつよくわからないんです。何番だったかな。

米田委員 13番ではないですか。

早瀬主査 13ですか、そうですね。13番、このモニタリングというのは、これは供用後のモニタリング計画じゃなかったのかな、違うんですか。調査予測のためのモニタリング、調査予測でも、そうしたら局地的にはCO<sub>2</sub>濃度を予測されるわけですね。

間宮 濃度じゃないですね。

早瀬主査 余り意味があるような気がしないですけども、局地的なCO<sub>2</sub>の状態とか測ったって、余り意味がないのじゃないのかなというふうに思いました。これだとどめておきますけれども、いずれにせよ私自身も道路をつくるということについては、私たちも道路の恩恵を受けているので、非常に重要なことだと思っているんですが、1から3と同じで、道路をつくるのがまた交通需要の発生につながるという悪循環が起きるようだと困りますので、総合的な交通政策というものをきちんとやっていただきたいのと、CO<sub>2</sub>の問題についてはそう思っています。

14番、よろしいですか。

米田委員 環境影響評価のマトリックスなどに既存の橋への影響というのが入ってくるのがちょっと、少なくとも生態系とか、そういう話とは違うなと思って、どこに入れようかと考えたときに、どこに入れるのが適切なのか、ちょっと思いつかなかっ

たんですが、とりあえず考えていただければと思います。

間宮 Socio Economic Environmentのほうに移動しようかなと考えております。

米田委員 わかりました。

早瀬主査 15番はそうだと思います。

16番は、C-に修正されるんですか。

田中 はい。

早瀬委員 わかりました。17番。

米田委員 同じです。

早瀬主査 18番は自動車の速度が上がると、一般に騒音の程度が上がるとというのが定説です。

間宮 今回は速度が上がるというマイナス要因と、あと供用後の道路の形態が高架構造になりますので、その分で拡散効果が音源から遠くなるというところで、軽減されるというふうに見込んでおります。

早瀬主査 それは先ほどの現状と比較してという。

間宮 ノイズレベルについては現状より低減すると考えています。

米田委員 それに関連してよろしいですか。

直接関連することではないかもしれないんですが、混雑というか、渋滞の度合いについて、ちょっと私もよくわからないので、教えていただきたいんですけども。この中でVC比というようなものが出てきますよね。0.8から1が渋滞、1以上は激しい渋滞という記述をどこかで見たんですけれども。そうしますと今回工事をして1よりも少なくはならないというお話だと思うんですが、それというのは高架の橋をつくって、そこに渋滞が発生している状況になる、今はずっと待っていなきゃいけないのがその待ち時間が少なくなるというか、そういうレベルの話だというふうに理解していいんでしょうか。その音の問題もなんですが、車がすいすい走っていく状況ではなくて、橋ができてそこに渋滞ができていような、そういう状況になるという理解なんでしょうか。

間宮 混雑はしていて、ピーク時には渋滞も起こるかもしれないんですが、現状のように、ピーク時に通常10分かかるところが40分かかるとか、そういったような激しい渋滞ではなくなるという、渋滞の程度が緩和されるということです。

米田委員 先ほどのスピードが上がると音が大きくなるという話とちょっと関連するかなと思ったんですけれども、実際にそれほどスピードが上がるといった状況にはならないだろうということなんでしょうか。

間宮 ドラフトファイナルレポートの10-9ページです。

こちらの表なんですけれども、Present yearが現況でAverage Speedが18キロ、それからBaseline部分のほうは13キロという状況なんですけれども、それが2020年には時速45キロ程度まで解消されるというところで、New Kelani Bridgeというプロジェクト



の対象の箇所においては、ほぼ渋滞が解消されているような状況になります。ピーク時には多少渋滞が発生する可能性もあるということです。

失礼しました。ピーク時であっても、時速45キロというところで、ほぼ渋滞は解消されるというイメージになります。

こちらのNew Kelani Bridgeがプロジェクト対象箇所、実際よりはちょっと南に行った箇所になります。

米田委員 とりあえずわかりました。

早瀬主査 19番は、これは少し検討していただけますか。先ほどの何と何を比べるところかということについて、少し整理をしていただいてからもう一度、20番は修正していただいて、20番から25番までは大体いいですか。

米田委員 21番ですが、おっしゃることはわかりました。

ただ、これも例えば日本で実際にどのようにしているのか、よく知らないんですが、表面の清掃等で油分であるとか、周りの重金属の粉のようなものとか、そんなようなものが取り除くことができるのかどうか、私にはよくわからないんですけども、実際にこういう方法しかないということであれば、それで仕方がないのかなと思います。

22番が私はすごく不思議だったので、ここもちょっと伺いたいんですけども、結局新しくつくる橋は全く水の中には何も入らないという理解でよろしいんですね。その記述が場所によっていろいろで、影響があるところがあるかもしれないとか、ないとか、いろいろな記述があったので、最終的に統一していただきたいんですけども。水の中には物がなくて、影響は全くない、多分、岸というんですか、そこに橋脚、橋台ができるんだと思うんですけども、それもそんなに水の近くではないので、岸辺であったり、あるいは水の中であったりとかに影響は多分ないという判断であるということではよろしいんでしょうか。

間宮 河川の俗にいう流路のところ、そちらには橋脚も橋台も設ける予定はありませんので、基本的には影響がないと考えています。ちょっと紛らわしい記述が幾つかありますので、それはファイナルレポートのほうで修正させていただきます。

米田委員 わかりました。23番は結構です。わかりました。

二宮委員 24、25は理解いたしました。特に25については、私は現地の様子がよくわかってないんですけども、植栽が道路と外側の居住部分、あるいはビジネスの部分の遮音の効果を持つというのは、程度の大小はあれ、効果があるんだろうと思うんですね。

ただ、これは影をつくるということで、それ以外の評価は必要ないというご判断だったら、それでいいと思うんですけども、例えば日本の都市部で言う街路樹のような、ああいう形で一定の密な間隔で歩行者の空間や、ビジネス等の人間活動のための空間と道路空間がきちんと分けられるような機能を持つような植栽になるんですか、イメージがちょっとわからないんですけども。

間宮 既存で植栽のある箇所は道路沿い、今回高架道路になりますので、橋のところには植栽できないというところで、先ほど話題に上がりましたAEAのあるジャンクションのランプのループ内の園地ですとか、そういったところになるべく緑化していくという努力をしていくということになります。

二宮委員 そういう場所での緑陰効果はそれほど大きいものなののでしょうか。そういうところは余り人が歩いたりしないんだと思うんですけども。

間宮 緑陰として使われていた場所は、例えば道路サイドの街路樹とか、そういったものがあつたんですけども、そちらについては高架構造になりますので、ある程度影を落として、周辺の移転しない人々の緑陰の効果というのは、機能が回復できるのかなと考えています。

二宮委員 この事業をするに当たって、多くの街路樹の持つ機能を評価して、効果的に活用することで、道路と人間の使う空間が非常にうまくすみ分けられたり、快適に使えるというような、そういうメッセージにつながるような事業であつたらいいなと思ったものですから、少しこの辺を質問したんですけども、それは現地の状況に合わせて対応していただいていると思いますので、それはそれで結構でございます。

26、27はそういうことだろうと思いますので、そういう評価にさせていただきたいと思います。

早瀬主査 次は環境配慮のほうに移りますけれども、28から31です。

谷本委員 28ですか、これは修正していただいて結構です。

それから、29、Contractorがやられるということですね。事前にとということも、工事着工前にとということ、それならそれで結構です。

30番、これはやられませんかという、そういうふうなお考えであれば、それは構いません。30番は、これは表がおかしかったんじゃないかなと思ったものですから、ちょっと気になって、こういうことを指摘しましたけれども、ぜひ修正していただければ、30番までこれで結構です。

早瀬主査 米田さん、よろしいですか。

米田委員 32番も同じですので、構いません。

早瀬主査 33から35。

谷本委員 33は、恐らく前のワーキンググループのコメントからというか、その辺から車のホーンだけが来ているんじゃないかなと理解をしたんですけども、本当にホーンだけでいいんですかということですね。確かに、騒音の面からすれば、車のホーンでしょうし、多くの途上国の国々はホーンを鳴らすのが多いですから、それは理解するんですが、それ以外の問題は本事業にはないんでしょうか。

ですから、この事業にかなり直接的に関係する。それから、間接的にというか、交通のルールとかモラルとかマナーとか、そういうふうなこともあると思いますけれども、間接的なところまでどう書くかというような問題があると思いますけれども、ホ

ーン以外にあるんじゃないか。私が気になるのは、過積載車両ですよ。トラックが多いということであれば、その辺どうですか。

それから、車線変更なんかは結構かなり自由にやられるんじゃないかなと、そういうところはどうなんですか。こういうところは書かれるところはきちんと書かれたほうがいいと思っているものですから、こういうふうな質問をして、項目はありませんと割り切られるのは、それで結構です。

33番は以上です。

作本委員 34は、今の谷本さんのお話と同じで、Recommendationという大きなタイトルをとっておきながら、中にホーンの話しかない。何なんだろう、他にないんだろうかというのが私も疑問ですが、今、谷本さんのお話と同じですので、結構です。

谷本委員 35番は、先ほどの二宮委員の質問にも関係するか。

先ほどは、緑陰効果とか、それからノイズの遮蔽効果とかのそういう側面からということですが、35番の質問は、まずそれを切っちゃうということに対して、補償の対象、それは所有者が明確であればいいんですけども、国によっては、スリランカは、これは私も実際に見聞きしているんですけども、今回、樹種の中にジャックフルーツがなかったからよかったなとは思っていますけれども、ジャックフルーツは南アジアの国では、敷地内、自分の私有の木でも切るのは許可が要するというふうに私は聞いていますので、ジャックフルーツがなかったからいいようなものの、きちんと森林省に許可を得て、代替をきちんと考えていただきたいなと思います。回答はこれで了解をいたしました。これで結構です。

早瀬主査 36も先ほどの谷本先生と関連するんですが、緩衝緑地というところちょっと大げさですが緑化に努めていただけたらと思います。

37は、供用は大気モニタリングが基本的にやらないということですか。

間宮 先ほどありました通り、こちらについては常に影響が少なそうだということが、かなりありますので、現状に比べても半分ぐらいだったので、もう明らかに少なくなるので、on complaint basis」でいいのかなと判断しております。

早瀬主査 交通量の推移だとか、不確定な要素もたくさんありますし、将来予測のニーズが高まっていくんじゃないかと思うんですけども、そういった大気のモニタリングのニーズというのは、もちろんこの道路の環境局が全部するという話じゃないんですけども、国として、あるいは地方自治体として、その辺は現状と同じでいいということですか、やっていない。今回もアセスメントをやるときの大気データというのは、独自に集められているわけですか。

間宮 今回測定しておりません。

田嶋 ちょっとそのあたりをお話させていただきます。

京福コンサルタントの田嶋といいます。環境を担当させていただいています。

今、委員がおっしゃったように、トータルでの交通増加とか、渋滞に伴う環境調査

に関してのモニタリングの必要性というのは、私もそれは同意見でございます。

また、このプロジェクトにおきまして、そういう形でのモニタリングを提案するという話は、個人的にはCEAの担当者にはさせていただきました。

今回に関しても、今回の調査ポイントが将来的なモニタリングポイントの1点になるかもわからないのじゃないでしょうかと、だから1回一緒にみませんかとか。しかしながらそんな予算も人件費も何もないから、そんなの勝手におまえらで決めろというのが現実です。

それで、CEAに関しましては、1か所、モニタリングポストが、定点ポストがあります。それは港側のほうのポートにあるのですけれども、2002年から2003年に大気測定で始まっています。だけれども、2006年からデータがもうとられてない。だから、トータルとしての環境調査、これから何かアセスメントをやる場合には、そういうデータが不足していることは間違いなくありますので、そういうことは今回の仕事ではなくて、トータルの話として必要だということはおっしゃる通りだと思います。

早瀬主査 ありがとうございます。

39は先ほど終わったんですね。41。

松下委員 41は回答していただいた方向で結構です。それから、42は既に早瀬委員から指摘があったことと同様の件ですので、これで結構です。

それで、43番は既に議論があった点ですが、地球温暖化の影響を算定する際に、現在の動向、Business-as-Usualを想定して、将来時点における温室効果ガスの排出量を算定して、それと比較して事業をやった場合の効果を比較するという方法をとっているということですが、先ほどの早瀬委員から指摘があったように、現状との比較、というふうに書いてあるとすれば、どういうものと比較して、どういう方法で実施したかということを中心に説明する必要があるというふうに考えております。

それから、44番は回答の方向で結構です。

早瀬主査 米田先生。

米田委員 45番からEIAの報告書についてちょっと書かせていただいています。他のプロジェクトではEIAは相手側の国が作成するものであるから、ここでコメントする性格のものではないというお話があったんですねけれども、今回はコンサルさんのほうで作成しておられるということがはっきり書かれておられるので、それでEIAについての質問、コメントを入れさせていただきました。

45番は単なる間違いということでもいいと思います。DFRを修正しますというふうに書かれておられますけれども、DFRのほうには実はこの表現は出てこないの、DFRと書かれていることと、EIAに書かれていることが若干違うんですねけれども、とりあえず了解いたしました。

それから、46番、47番については、配慮事項として詳しく書かれていて、これはもしかすると現地のコンサルの方が書かれたのかなという気もしたんですねけれども、ち

よって非現実的な部分があるかなと思いました。46番は非意図的な外来種の導入について、多分これは作業員の方ではなくて、それを監督される方を対象にお話をされるのかなと思うんですけれども、そういう啓発をしていくといことは重要だと思いますが、どこまで実際に理解していただけるのかなというのはちょっと疑問に思うところがありました。

それから、47番のほうは、かなりいろいろ書かれているんですけども、この通りにやると全然木を切れなくなってしまいますので、表現を若干変えていただければいいのかなと思います。

48番はDFRのほうの表現を変えてくださいということです。

それから、48番で外来種への配慮というのは、先ほどの46番に書いてあったような、EIAのほうでは作業員に非意図的な導入まで啓発しますとかいうことを書いておられていて、DFRのほうでは全く外来種配慮は要りませんというのでは、ちょっと整合性がとれないのではないかなと思いますので、そういう啓発を、もし本当にやられるようなことであればやりますとか、あるいはやるべきであるとか、そういう表現をDFRのほうにも入れていただければなと思いました。

それで、49番は、これは多分コンサルの方にお話ししてもしょうがない、現地の方の話かなと思いますけれども、「IUCN Sri Lanka 2012」というのが何であるかというのも書かれていませんし、もうちょっとここはきちんと書いてほしいんですが、EIAは提出してしまったということなので、一応コンサルさんとしては確認しておいていただきたなと思います。何に基づいているのかというところ、そこを確認しておいていただきたいと思います。

それから、50番はこれで結構です。

51番、52番も結構です。

早瀬主査 ありがとうございます。10分ほど休憩させていただきます。

(休憩)

早瀬主査 それじゃ、再開させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、社会配慮の部分、53番以降に移りたいと思いますが、説明していただく資料を先にお願ひできますか。

田中 A4、2枚で綴じさせていただいていますが、移転地の変更について、先にご説明させていただければと思います。

当初、ドラフトファイナル時から移転先が変更になりまして、これは今のプロジェクトのエリアに非常に近い方向に、スリランカ政府が移転地を変更したということでございます。従いまして、住民にとっては非常にいい、好条件のあるところに移転をすることが可能になったということでございます。

現状、1.で移転対象住民と書いておりますけれども、これは正確に申しますと、PAPsのことでございます。移転対象件数、建物自体としては449あるわけなんですけ

れども、ここにBusiness Owner、それからHouseholds、それぞれ全体で449ということでございます。

移転地変更の経緯でございますが、もともとステークホルダーミーティングを1回目、3月25日に開催した際に、住民からは代替地を求める声が多かったということございまして、当初事業実施機関であるRDAは、Attidiyaというちょっと離れたところの土地を区画割して、希望住民に提供する予定でございましたが、事業対象地の近くにUDAという都市公社、開発公社のようなところが現在開発中のアパート、これを事業実施機関が取得できることが正式に決まったということでございますので、急遽移転地を変更したということでございます。従いまして、このドラフトファイナルをこれらの内容を反映して、修正するということでございます。

補償方法でございますけれども、幾つかオプションがございます。

Title Holderに対しては土地代、建物代、移転費用、それからNon-title Holderには建物代、それから移転費用が補償されます。

事業予定地には基本的にはNon-title Holder、こちらでも挙げていますけれども、395世帯中346はNon-title Holder、代替地補償の希望がございましたので、金銭補償と代替地補償、2つのオプションを用意しまして、現状の生活水準を維持できるよう配慮するということになっております。

候補地の概要がおめくりいただきまして、裏側に書いてございますけれども、3カ所ほどございます。離れたところでも3キロ以内ということでございますので、最も一番近いのはまさに事業予定地のすぐ南側にあるTimber Corporation Landのところでございますけれども、こちら住民の希望に基づきまして協議をして、決定する予定でございます。

最後のページに簡単な基本情報を書かせていただいておりますけれども、12階建てのアパート、1部屋当たりの大きさが37平米ぐらいということで、トイレ、シャワールーム、キッチンが提供されることを現状確認しております。

以上でございます。

早瀬主査 ありがとうございます。

今のご説明についてよろしいでしょうか。

米田委員 これは57番の質問に関連して、回答していただいた部分なんですけど、質問した理由は、EIAの中でこの開発地域といいますか、立ち退いていただく方々が今住んでいる状況の問題点がすごく書かれていて、その問題の解決に結びつくような、今回の工事をきっかけにして、それが解決に結びついていくような形になるといいなと思って、新しく、近代的と言えるのか、わからないんですけども、そういう集合住宅に入っていただくというのが意外といい解決法になるのかなと思ったので、それがEIAの中でそのことにちょっと触れられていて、ただそれよりも後に出たはずのRAPのドラフトのほうでは、その話が全く消えていたので、逆にその話がだめになっ

てしまったのかなと思ったのです。

それが残ったということで、よかったのかなと思うのが1点あるんですが、その一方で、RAPの中にあつた女性のミーティングの記録というのを見ると、私は商売をしているので1階がいい、という声が結構多くて、日本とは違って、集合住宅に入ることが必ずしも解決に結びつかないんだなと思った次第です。

57番の質問に関してはこれでわかりましたので、ありがとうございました。

早瀬主査 ありがとうございます。

それでは、53番から進めていきたいと思います。

谷本委員 その前に今説明していただいた移転地の変更についてのところで、ちょっと理解させてください。1番目の移転対象、戸数なんですかね。表の下から2行目にTitledがあつて、Rent、others、Rent、othersの方もTitledですか、Non-titledじゃないんですか。

それから、オプション1の下の補償方法、金銭補償、土地代（Title Holderのみ）となつてると、その上のRentとかothersの方は、これは入つてこないんですね。ちょっとその辺を説明していただけますか。

間宮 失礼しました。

こちらのペーパーで一番上の表をまとめた趣旨は、Non-title Holderが多いということの説明したかったものですから、その数をはっきりさせるために、TitledとNon-titleとその他という形でくくらせていただいた次第です。

谷本委員 49は全部Titledですか。

間宮 いいえ、49の中にはTitledと35のTitle Holder、表を出せますか、13-4ページ、こちらの画面に出しておりますが、一番左が住民、真ん中がビジネス、右が合計になっておりまして、住民でいきますと、先ほどのNon-titleが346、それからその他のものの内訳はご覧の通りです。

谷本委員 そういうことですね。

じゃ、もう一つ教えてください。

Non-titledの方が346いますね。ここの地主さんはどういう方なんですか。

間宮 基本的には、既存の道路の用地内に非正規に住んでいる方たちです。

谷本委員 悪い言い方をすれば不法占拠ですか。

間宮 政府の土地に勝手に住んでいると。

谷本委員 河川敷とか、道路敷とかという理解でよろしいんですか。

間宮 はい。

谷本委員 わかりました。

じゃ、53のところ、ちょっとここでも教えてください。

今回忙しくて余り読めなかったんですが、回答に書かれているDS、GNって何ですか。ステークホルダーミーティングの後に開催された関連するDS及びGNとのミーテ

イングにおいてCut-off dateのDeclarationが行われましたと、DS、GNって。

間宮 スリランカの行政機関の体系としまして、中央行政のラインと地方自治のラインとございます。DS、GNというのは、そのうちの中央行政のラインのもとにある、中央行政の県オフィスの下の郡ですとか、行政村の単位になります。DSがDivisionary Secretaryと申しまして郡レベル、それからGNがGrama Niradariと申しまして、村のレベルになります。そのオフィスというのが一番地元の生活に根ざした、そういった窓口になっていますので、そこの機関を通じながら協議をして、グループディスカッションをやるのが適当というふうに考えた次第です。

谷本委員 住民の代表者がそこに参加されている。その後ろにDSのオフィスでの掲示を通じて、住民の方々への周知を図りました。

これはいいんですけども、ご理解はいただいたんですか。それから、別途サインとかはとられたんですかということです。まだこれからとるんですか。要するに、了解されているんですかと、私が(2)で聞いているんですけども、了解はされて、最終的に移転をされるということであれば。

間宮 この段階においては、まだサインとかいう話ではなくて、そのCut-off dateがちゃんと全員に周知されているというか、その手段がしっかりしたものであるかと。

谷本委員 周知を図りましたということで、了解はとられているという理解でいいんですね。

間宮 了解の確認のものは、確保はしていませんが、手段としては適切なものであったと。

谷本委員 手段としては講じているということですね。そういう段階ですという理解でよろしいですね。

間宮 はい。

谷本委員 わかりました。

早瀬主査 55番、56番。

作本委員 55番は、これはSESの調査の性格がわかりましたので、ありがとうございます。

早瀬主査 56番。

松下委員 56番は、先ほど53番のコメントに対する説明で了解しました。

早瀬主査 57、58はよろしいですよ。

米田委員 はい。

早瀬主査 それではステークホルダー協議・情報公開に移りますが、59から61。

谷本委員 59は記載をしていただいて、私は本当に全部読めなかったもので、ここで書かれているということであればそれで結構ですが、補足説明をタミル系の方々にもされているということで、これはやられているということがわかりましたので、それで結構です。



早瀬主査 60番、具体的にはどんな方法を考えてられるのでしょうか。

田中 60番につきましては、私どもも借款契約を結んで、実際の事業を進める段階におきまして、周知方法については検討したいというふうに思っております。

早瀬主査 これから方法を具体的にということですね。

田中 そうです。

早瀬主査 61番。

作本委員 住民の関心は、環境にはほとんど向かっていなかったというような記述があったかと思うんですけども、移転の時期だとか補償額のほうにむしろ住民は関心を持っていたという、これはどういう印象で捉えたらいいんでしょうね。それは何となくわかるんですけども。

田中 私どもの印象としましては、住民自体、道路ができることについては、非常に好感触というか、ぜひということだと思っておりますが、さはさりながら、自分の生活について一番関心があるということで、このような回答をさせていただきました。

作本委員 移転問題に関心があると(2)で説明いただいて、ご回答いただいて、あと私がこの質問を出したときに、ステークホルダーの協議の人の構成がちょっと気になったんですが、ここでアセスの報告書の一覧表を出していただいて、地元の住民が半分ぐらい入っているというようなことで、データをいただきましたので、了解いたしました。

早瀬主査 62番です。

谷本委員 今のこの61の表ですよ。私自身がジェントルマンじゃないからと思うんですが、Male、Femaleのほうがいいんじゃないんですか。どうもGentleman、Ladyと、そういう方、非常に狭く感じます。私は普通の人間ですので、変えられたほうがいいと思います。すみません。

二宮委員 62番は、これは理解いたしました。

ただ、これはどのくらいの、どういう感じで行われているかというのをちょっと教えていただくとありがたいんですけども、一応事前に計画されて、通知をして、特定の層の人が集まって、公民館みたいなところで、比較的きちんとといいますか、行われるんですか、それとも例えばある特定のコミュニティの中に行って、それでたまたまその日いた人と雑談みたいな話の中から、移転というか、その人たちの声を拾うというような、そんな感じなんですか。

佐井 JDSの佐井と申します。

Focus group discussionの定義としては、どんな感じと言われても、はっきりしたものはいいんですけども、とりあえず今回開催した3回は、事前に参加者に対して周知して、いついつやるからということで、GNのオフィスに集まってもらってやっています。

それで、これに関しては、これで終わるわけじゃなしに、今後もずっと続けていく

作業なんです。今、委員がおっしゃった通りで、場合によっては現地いきなり行って、野外の状態でやったりというの、今後起こり得ることだと思います。もっと属性が細分化してくると思っています。例えば影響住民も家族構成も1人の独居老人もいますから、そういう人もみんな集めて、どうするとか、先ほど米田委員のほうから話がありましたけれども、占拠をしている人なんかを一回見たりとか、そういうふうを集めてやったり、そういうのはこれからどんどん細分化してやっていく必要があると思います。だから、感じという、今みたいにフォーマルに事前に参加者に対して直接接してやる場合と、あともうちょっとインフォーマルに、Focus group discussion自体はインフォーマルですけども、もっとインフォーマルにやっていくことも考えています。

二宮委員 そうすると、例えばどういう層の人、それこそmale、Female、主婦か、あるいはどういう仕事をしているか等、ある程度整理をして、どんな議論があったかというのを記録に残すことは可能ですか。

佐井 それは今後やっていかないといけないことですね。

だから、今回は言ってみたらあくまでもRAP案ですね。だから、とりあえず449のPAPsの影響家屋というんですか、今度、DDの段階でアップデートしていかないといけません。それから、そのときにまた属性とか作用してくる可能性があるんで、そのアップデートはしていかないと、そのためにも今おっしゃったみたいに、女性だけに集まってもらうとか、商売をやっている人だけ集まってもらうとかということは、今後やっていくと、それであとそれに関してのミニッツは残していくとか、それは当然していかないといけないと思います。

二宮委員 非常に丁寧なプロセスを経ていただいているので、せっかくやったので、記録がどこかにあると、資料としても非常に貴重だと思いますので、それをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

米田委員 関連して一つだけいいですか、質問させてください。

EIAのステークホルダーミーティングの記録では発言者が全部男性だったので、それで気になって、RAPを見たら女性の会というのが別にあるというのがわかったんですけども、実際にこれを見るとステークホルダーミーティングには男性も女性もいますよね。女性の発言はそういうところではないんでしょうか。

佐井 はっきり言って言いにくい雰囲気ではあります。

それで、これもはっきり言って、例えば事業者がステークホルダーミーティングで出てきますよね。2回目のときなんかでは、国会議員とか、演説し始めたりするわけです。その中で、私は線香の内職しているんですけども、どないしてくれますというようなことは言いにくいですね。

でも、Focus group discussionのときには、例えば我々が触れると、ヒンズーのお寺さんも、そのときには、僕らは多いときには、ちょっと女性も聞いてみてよというこ

とは言っています。それは言っても、大したコメントは出てきませんよ。ヒンズー教は私の命ですみたいなコメントなんですけれども、それでどうしたんやと言われたら困るんですけれども、（女性のコメントを受ける）努力はしています。

米田委員 わかりました。ありがとうございます。

早瀬主査 それでは、最後、その他に移ります。63からお願いします。よろしいですか。

谷本委員 63、これは結構です。

早瀬主査 64、作本先生。

作本委員 これで結構です。

65番、これは英文が読みづらかったということで、用語統一していただけるということですから、そのままです。

早瀬主査 最後に二宮先生。

二宮委員 これは了解いたしました。ちょっともう少しわかりやすい表といえますか、実施主体とか、あと情報の伝達経路だとか、それから不適合に対する対応のプロセスだとか、いつまでに何をやるか、そういうのがクリアにわかるといいなと思ったので、それを入れ込んでいただければと思うんですが、適切な原因の究明、適切な対応というご回答なので、そのご回答の範囲の中で対応していただければいいんですけれども。

早瀬主査 ありがとうございます。

では、一通り意見交換は終わりましたので、続いて助言案についてのスクリーニングと助言案のドラフトづくりに入りたいと思いますが、二宮先生がちょっとお時間が限られておられるので、二宮先生の関連の部分、先に進めたいと思います。

これは1から3は同じような、作本先生、二宮先生、米田先生のやつですけれども、二宮先生。

二宮委員 他の委員の先生方のご意見も伺って、一つにしたほうがいいと思うんですけれども、一応今のところ私の考えたものをたたき台にいただければいいと思うんですが、よろしいですか。

現在、検討中のマスタープランとするか、交通計画、どういう名称がいいのか、わからないですが、交通計画の全体像が明らかになった際には、公共交通機関との役割分担など、計画の内容との整合性が保たれるよう十分配慮すること、そういうようなことかなと思ったんですが。

作本委員 アドミッションの文章で、作本もそこにつけ加えた場合に、1番のほうは削除して、2番と一緒にしていただくということでお願いします。

米田委員 3番もそれをお願いします。

早瀬主査 ちょっと可能かどうかわからないんですけれども、現在計画中の交通計画の中で、他のモードへの移行等も含めた検討がされるようにJICAとして要望等という

ような書き方はできないですか、必要ないでしょうか。

二宮委員 できればいいんでしょうけれども、余りご無理を申し上げて、それ自体がコメント自体が破綻してもどうかなというのがあって、その加減の問題ですけれども、それはそれで別で進行していて、この事業はこの事業で進行していて、多分そう遠くない段階で見えるということなので、例えば公共交通機関にかなり大規模にシフトしていこうというのがあるのに、この事業についてはこれはこれで全くこれが出てくる前のことだからということで割り切って進めるというのも、それはちょっと困るかなというのがあって、多分今回の事業はそれはそうであっても、最低限度の道路インフラとして不十分な点があるという理解なんでしょうけれども、上位計画があって、それに基づいてという流れになることが望ましいんですけども、計画のほうはまだ検討中ということなので、将来的に位置づけに齟齬が出ないようにしていただきたいという、そういう願いなんです

早瀬主査 じゃ、次にいきたいと思いますが、先生の関係だと5番ですか。

二宮委員 ですから、5番はもう不要で。

24も不要で、25が多分35とか36との関連があると思うので、最初は私はこれは仕方がないかなと思ったんですが、他の委員の先生から関連のコメントが出てきたので、ちょっとそれとあわせてということですけど、36番の早瀬先生のコメントに対する回答のところがあったので、それと少し連動させて、事業対象地の緑化については、緩衝緑地帯としての機能も勘案して、積極的に行うことというくらいで残るとうれいなと思っています。

間宮 実際、緑地にできるエリアというのは限られていまして、高架橋でつくられたランプのループの中にできるんですね。なので、周辺への環境への緩衝地帯という意味では、なかなかちょっと難しいところは現実的にはあります。緑化の努力ですとか、そういった面では努力はできるんですけども、緩衝帯としての機能というのは現実的に難しいところがあるんですけども、その点ご配慮いただくと幸いです。

二宮委員 そうしたら、それは35、36あたりとの関連があるので、関連するコメントをされた先生たちに非常に申しわけないですけども、どうしても現実的に難しいということであれば、私はここの表現を変えるなり、これ自体を落としていただいても構いません。

早瀬主査 とりあえず今の色づけされているところを消した文章を残しておいてもらっていいですか。緩衝緑地帯という部分を落としたもの、これで置いておきましょうか。

では、次が26ですね。

二宮委員 26、27は不要です。要らないです。

それで、先ほどのFocus group discussionですか、これは記録に残していくということでしたけれども、一応コメント的に、これはPocket group meetingという言葉より

も、この Focus group discussionがいいですか。

佐井 そうですね。今までもそういう文言を使っていますね。

二宮委員 じゃ、Focus group discussionについて、今後実施の内容をできるだけ詳細に記録をすること、これで実際事業をしていただく上で問題がなければ、これで言葉を残していただければありがたいと思います。

早瀬主査 最後ですね。

二宮委員 最後は、66番はこのまま残させていただけるとありがたいです。

早瀬主査 ありがとうございます。

じゃ、最初に戻りますが、1から3は終わりました。それで、作本先生、4番です。

作本委員 これは了解しましたので、削除で結構です。

早瀬主査 6番、作本先生です。

作本委員 6番、これも削除で結構です。

早瀬主査 7番。

作本委員 7番はちょっと残していただきたくて、2段目の「放射性物質関連の」というところから、施設、括弧内に原子力何とかとありまして、「保管施設の移転と」で、「の移転」を追加していただいて、「放射性廃棄物の運搬処理」とありますけれども、「の必要性について」、「の必要性」を入れていただいて、「について、」ですね。

鈴木 もう一度お願いします。

作本委員 もう1回最初から言いますと、「放射性物質関連の」という2行目ですね。「の施設」、括弧して原子力、AEAと放射性物質の保管施設等がありますけれども、括弧閉じの、「の移転と放射性廃棄物の運搬処理の必要性について、本架橋事業との関連や緊密度をきちんとDFRに記述すること」、文章がこなれてないかもしれませんが。

田中 ジャンクションをフローの近辺につくらざるを得ないので。

作本委員 先ほどつくらざるを得ない、そのところは私は。

田中 その場所につくらざるを得ないので、移転が不可欠であるということを明確にするということでございますね。

作本委員 これで結構です。

早瀬主査 ありがとうございます。8番はいいです。

9番。

作本委員 9番なんですけど、ちょっとこういう文章が受けられるのか、どうかかわらないですけども、8行目にAEAがありますが、「AEAの移転を」というところから、まずそれを使っていただいて、次に「移転を理解した上での架橋事業であったならば、ゼロオプションを含めた慎重な代替案検討を行うべきであった」、こういうことまで言っているかどうか、ちょっと座長にご判断をお願いします。

さらに、下から4行目ぐらいになりますが、「環境社会配慮のスコーピング項目においても、放射性廃棄物を加えて検討すべきであった」、過去のこんなことを反省するような作文がいいのかどうか、それがちょっと私には。

早瀬主査 そうですよ。そこですよ。

これは前向きな文章に変えるとすると、実際に移転のときに十分な配慮をせいというようなことになるのかと思うんですけども。

作本委員 将来的な配慮だったら、これは要るんでしょう。

早瀬主査 費用をどうするかですね。

谷本委員 作本さんとさっきちょっと雑談をしていて、何か入れないかなというあれがあって、別に作本さんをいじめるわけじゃないので、このままだと過去のことを指摘しちゃうから、先ほどの雑談で作本さんは苦しんだとおっしゃっていたのが要するにEIAのこの監理機関とか、それから保存されているものなんかも、記述が表に出てきてないというあれが言われていたので、その部分を出してみたら、もう少しDFRとなり、サマリーにおいてきちんと出してくださいというあれのほうがいいんじゃない。

作本委員 そういう報告書の書き方にしましょうか、そのほうが具体的で、将来やらなくていいということで、将来への提言ということにもつながりますから。...

谷本委員 スコーピングのときはどうだったか、過去のことで。

作本委員 過去のあれはやめしょう。

おっしゃるアドバイスが適切だと思います。

谷本委員 ちょっとそれで変えたほうが。

作本委員 それでは、「AEAの移転に伴い危惧される」でいいでしょうか、「放射性物質による影響について環境社会配慮項目に含めた代替案検討を行うべきである」、どうでしょうか、日本語になっていきますでしょうか。マトリックスに並べてほしいということだけですね。

田中 今後、例えば病院の移転が予定される場合なんかについても、すべからく、要はガイドライン上は今、原子力は何もないんですけど、放射線はないんですが、日本のアセスでもそこはないと思うんですけども、途上国側もないわけで、そこで同列に扱うのは、今回もちょっと考えたんですけども、そこではなくて、環境のほうじゃなく、別途、別記して今回も書いているんですけども、他のものと環境社会配慮項目と含める。

作本委員 並べないほうがいいということですね。そこまで余り間接というか.....

田中 今後の話も絡んでくるものなんていうのをここで決めちゃうのは。

作本委員 じゃ、項目にまで並べないで、情報提供すべきだという、情報が遅れているわけですからけれども、項目に並べないで.....。

田中 隠そうと思って、あそこでやったわけじゃなくて、移転対象施設について

淡々と並べて、もちろん非常に甚大なものであれば、甚大なものであれば、こうやってきちんとやるべきだと思うんですが、甚大でないだろう、ないというふうに判断したので、他の要は建物と一緒に扱いであそこに並べただけで、特に意図したものじゃないんですけれども。

間宮 もしくは12章の環境の章においても、そこには記述していないが、13章のリロケーションのほうで詳しく記述しているという、わかりやすくする。環境の観点だけで見ている人にも、ぱっと見つけられる項目として、リファーできるような文章を追加しておくべきだと、そういったことではいかがでしょうか。

作本委員 12章が若干またがっていますが13章に入れてきたときに、リロケーションのまず人ですよ。住民移転、その次に建物、そういう中で他の施設と並べて、さっきのAEAが出てきて、そこにはそういうものがあって、だんだんと情報を出していったくれたというのはわかるんですが、ただ例えば我々、Executive Summaryだけでももし読んでいたら、全くわかりませんよね。あるいは評価項目とか、そういう一覧表めいたものにも全く顔を出さなかった。

田中 わかりやすいところにきちんと明記してほしいということですね。

作本委員 わかりやすいところに、目次も含めてどこかに顔を出して欲しかったという、そういう……

早瀬主査 何かその後、今日、新たな資料で説明いただきましたね。その説明については、先生、これで大体了解いただいた。

作本委員 わかるように丁寧に準備していただいた。

早瀬主査 ということだと、スリランカの国においても、この問題に関しては国内法も整備されているし。

作本委員 ただ、アセスについてはこれからなんですよ。アセスでこれを含めるかどうかわかりませんが、私も含めない可能性もあるとは思っているんだけど、ただ、法律もアセス法で取り上げて、その制定前に移転地から何から準備は進んでいるというか、工程表ができちゃっているわけですね。

田中 ですから、それはアセスの法体系ではなくて、原子力の法体系で、そこは従来どおりきちんとやられているので、それはIAEA……

作本委員 そこには当然該当しないわけですよ。

田中 運搬方法とかについては、きちんとそこに定められていますので、その通りにやるということでございます。

早瀬主査 ただ、それを求めるんだったら、国内法等に従って慎重に行うことというふうなコメントだけ残しておくということじゃだめですか。

作本委員 この段階では、むしろ法律なり、国際機関のガイドライン等に従って、慎重に言葉としては行うことと。あと相手国政府の提言めいたことは、ちょっとまた後でつけ加えさせてもらいたいと思います。今そこで座長の……

早瀬主査 いやいや。

作本委員 僕もどこまで言っているのか、実際はわからないんです。ただ、事は重大なことになっていくし。

谷本委員 ここでは、だから作本さんは、要するに移転項目として移転対象もきちんと明示しておいてくださいと、こういう重大な施設がありますよということでもいいですか。今度は移転に当たって、きちんと国内法並びに国際機関の規定に従ってやられたいというのを別途入れられますか、それによってここが。

作本委員 全然違いますね。

谷本委員 ここはもし移転項目としてきちんと明示、13章なりに明示してくださいと。

作本委員 どちらかという明示してくださいという気持ちとしてはお話にありましたけれども、そちらのほうが強いですね。

谷本委員 それだったらその方向で、きちんと13章の移転箇所に。

田中 移転のところにはもう書いていますので、むしろ例えばExecutive Summaryのところ、そういうExecutive Summaryが一番書いていると。

作本委員 Executive Summaryが一番。

谷本委員 それから、12章にもそういうところがあるので、その詳細は13章に入ると。

作本委員 わかりやすい。

田中 わかりやすく。

作本委員 わかりやすく、そこが一番。

谷本委員 それでいいんだったら、ここはそのように。

作本委員 そのようにしてください。ありがとうございます。

谷本委員 必要なことです、これは。

早瀬主査 ありがとうございます。

では、次に進みます。

10番はいいんですね。

11番もちょっと全体。

作本委員 マトリックスのさっきの評価の方法なんですけれども、ちょっと文章をこんなふうにかこうと思ひまして、文章が全然新しくなるかわかりませんが、マトリックスでは、各段階で予想される環境社会影響について、次の進捗段階においても影響が引き継がれるかどうかの評価を記述すること、さっき座長がおっしゃれたこともあるんですけれども、段階が一つずつ工事中から次に進むときに、前の段階で起きていた影響、これを「で」にみんな切りかわっちゃっていますから、終わったかのような印象を持ちますので、それが次の段階に移ったときには、対策が明確に示されていればよろしいかとは思いますが、これはどちらかという、この事業だけ



じゃなくて、マトリックス全体にも係ることですから、今回マトリックスを材料にしていただければと思います。

間宮 この3つの区分に分けていただくときと、ご提案の方法とで差が出てくるもので、具体的に例えばどんな影響とかと何か事例があれば。

作本委員 一番わかりやすく、これは具体例、例えばというので、3つ、4つ。

いわゆる工事中ではCになっていて、もしや問題が起こるかもということだったので、次の最後の供用になったら全部Dですよ。問題が全部解消したかのような、そういうイメージが見えたものですから、物によっては、Cのものも引き継いでいることがありますよね。

そこのところの表現方法をこの評価のABCDの中で入れていただきたいという、そういうことです。特にこのCについては、大気質についてはC-にご変更いただけるといようなことがメモに書いてありますが、それは理解させていただきまされたけれども、どうですか。私だけで、皆さん方、この評価の読み方を、さっき座長からも話がありましたけれども、どのように。

早瀬主査 これは例えば、この問題は基本的にはおっしゃったように全体会で議論が持ち上がっているわけですよ。

作本委員 そうですね、前回ね。

早瀬主査 そこでの議論をまた待てばいいと思うんですが、例えば日本の環境影響評価の場合、各省のつくっている技術指針がありますけれども、その技術指針を見ると、明確にその活動行為、横軸は行為なんですよ。工事中にはどういう行為があるか、供用後にはどういう行為があるかというのが横軸に並べられる。それが大気だとか環境にどういう影響を及ぼすのかということであって、時間的な推移ではない。その行為による影響が半永久的にどうなのかということをつールの箱の中でそれぞれのところで見っていく。

作本委員 問題自体は次の段階に移ったから終わっているわけではない。

早瀬主査 だからあの座標軸の横軸は時間ではない。時間ではない。行為を羅列している。行為を想定するために、工事中と供用後、どんな行為があるのかというのをスコープするために、供用後と工事中が分かれているというふうに理解すべきだと、私は思っているんですけども。

作本委員 環境影響が生じているのはそれぞれの場面から。

早瀬主査 それぞれの行為から、工事中であっても、その行為で大気はどういう影響が生じるのかというのを半永久的にそこでスコープしなきゃいけない。

作本委員 時間の流れとともに終わったと、片づいたと。

早瀬主査 工事中のところでも、工事中だけに影響をそこでスコープするんじゃないんです。

作本委員 ないんですね。それを注意事項というのは何になるんですか。

早瀬主査 と思うんですね。

作本委員 拡幅工事から起こり得る、予想される環境社会影響というのはよくわかるし、それがそれぞれずっと引き継がれてくるというのもよくわかるんですが。

早瀬主査 だから、そこはまた全体会で最終的には決められるんでしょから、ちょっとこのまま置いておきましょうか。

長瀬 全体会で、問題は次回取り上げることになるかと思います。実際、ご提言いただくことになっておりますので、そのときに議論させていただければと思いますし、逆に今日のこの場では実際にこの報告書、プロジェクトに実際に影響するところを先ほどコメントにありましたけれども、影響があるところを見ていただければ。

作本委員 だから、大気質に関してのこのC-というご指摘いただきましたので、じゃ、これは削除させてください。

早瀬主査 ありがとうございます。

それでは、12番ですが、これは気候変動の関係のCO<sub>2</sub>の関係の評価に当たって、現況との差異で評価して記述してくださいというふうな表現で残しておいていいですか。

あとちょっと文章、少し言葉、整理します。

Global Warmingのところの供用時の評価については、現況と比較して、少なくともそこは整理し直してもらわなければいけません。とりあえずそうしたらそのような形で。

田中 Without projectとの比較では……

間宮 質問兼ご提案というような形なんですけれども、こういう現地の事情も考えると、交通量もどんどん伸びるとか、そういった項目の特徴を考えると、without projectと比較するということのほうがちょっと意義があるかなと私は考えているんですけれども、例えばその際に通常は現況等の比較、他の項目はそういう比較をしていますけれども、これについては、こういう考察の上でwithout projectとwith projectを比較したものですという、そういうふうにwithoutと比較した理由をレポートに明記しておくようにと、そういうご助言というのはいかがなんでしょうか。

早瀬主査 何かそれでもいいように思うんですけれども、私引っかかるのは、さっき言った本文の中に、基本的な考え方が書かれていて、それで個々の項目の段階で、その事情に応じて書き方が違う扱いがされているというところに、何か一貫性のなさというのか、腰が座ってないというのか、そういうのを感じるわけですね。

そこの整理を一貫した上で、ただこの事業によってCO<sub>2</sub>というのは、交通量の増加も考えた場合には、削減効果があるんですよという記述はされることは構わないと思うんですけれども、客観的な記述があることは何の問題もないんですけれども、何か基本的な考え方と個々の判断の間で食い違いがあるというのは、スコーピングマトリックスをつくるときに、今後もこういう混乱を引き継いでいくことになりかねない。考え方の整理という意味で、どうなのかなというふうに思いますけども。

田中 おっしゃられたように、確かに基本方針のところとここだけちょっと齟齬が生じているにもかかわらず、説明がないというところが私どもも考えなければいけないところだと思いますので、例えばこういう基本方針だけれども、評価方法も含めて整理した上で、きちんと説明を加えた上であれば、このwithout projectと比較しても、これは可能というふうに考えてよろしいですか。ただ、その場合にはきちんと説明を入れると。

早瀬主査 これは1から3とも関係するんですね。道路事業をやると、温暖化対策に資するんだという主張が皆さんの間でどこまで共有されるんだ。道路事業というのは、プラスマイナスあるわけですね。モータリゼーション社会を促進するという面もあり、あるいはそれによって部分的には混雑が緩和されるという面もあるんですけども、そこをどこで線を引くのかといったときに、一つの考え方がコンジステントな考え方であったり、本文の中にあるわけですね。

それに沿って書かれた上で、その注書きのところで書かれることは何の問題もないと思うんですけども、要するにここではプラスとは書けない。C+とは書けないと思うんですけども、右側の備考のところ、データが交通量の増加云々を考慮に入れると、削減効果もあるということを書かれるのは問題ないと思います。

間宮 交通量増加の件について、この件に限らず、他の件でもいろいろ議論がなされていると思うんですけども、交通量の増加、純粋にその国の経済状況によって伸びる部分と、あとこのプロジェクトの道路ができたことによって、誘発の交通量とはもちろん性質的には分かれています。

ただし、その需要予測において、その辺を分けて需要予測するというのはなかなか難しい話であって、基本的にここで環境影響評価としてやるべきものとしては、分けては考えないと、誘発交通がモータリゼーションが進んでしまうという部分は、どちらかという、先ほどおっしゃったような政策面ですとか、そういった国とか都市単位でのそういう政策になってくると思いますので、その辺は今、たまたまコロポではコロポの都市マスタープランで、起動系のモードや転換も含めて検討されていると、そちらのほうが担当する領域なのかなと、今ちょっと感じます。

二宮委員 結構、これは本源的な内容を含んでいて、多分今までも同様の道路関係の案件で同じような議論があって、とりあえずマトリックス表上は、この事業が行われた後、環境面に対してプラスのインパクトがあるんだよというふうなことを言わないといけないようなところがあって、今のようなお考えと同じように、ここだけ要は短期的な視点で交通がスムーズになるからプラスであると、ただ先生がおっしゃるように、長期的に見るとモータリゼーションを促進すればマイナスになるのではということ、いつも議論になって、多分今まではでも一応そこは何となく議論が詰められないまま、とりあえずプラスの評価みたいになってきていると思うんですよ。

だから、多分これはもっと全体的に議論して、どういう書き方をするのかというの

は、少し統一的な書き方を考えたほうがいいと思うんですけども、多分一番わかりやすいのは、今、委員おっしゃるように、ここも一応他のところと同じ、供用前、供用後という比較でいくなれば、ここもそういうやり方にして、将来的には道路機能を高めるわけですから、CO<sub>2</sub>の排出というのは大きくならざるを得ないという視点にしておいて、どこかでただしというような形で書くというのが資料としてはわかりやすいと思いますよね。

ただ、そうすると、結局は途上国のインフラを整備していくということは、そのロジックでいくとCO<sub>2</sub>の増加は容認せざるを得ないというようなことになるので、一見矛盾したような、そういう話になるので、そこが多分議論にいつもなって、なかなか統一見解が出てきていないところだと思うんですよね。

早瀬主査 基本的に問題1から3のところであれとつながっていますので、あそこでも一つ入っていますから、ここはそうすると、12-14ページの記述との統一を図ることということで、コメントしてよろしいでしょうか。

鈴木 もう一度お願いします。

早瀬主査 12の14ページの本文の1行目、2行目の記述とスコopingマトリックスの評価の統一を図ること。

余り必要だと思いませんけれども、13番はお任せします。

14番、米田先生。

米田委員 14番は変えていただくということで、助言からは外していただいて結構です。

早瀬主査 15番はこれも結構です。

16番も結構です。

米田委員 17番もC-にさせていただくということで結構です。

早瀬主査 18番もいいのか、さっきのあれが残れば、統一を図るということで、18番も結構です。ありがとうございました。

19番は先ほどのコメントと考えているので、結構です。

20番も結構です。

21番。

米田委員 21番はいいです。落とします。

早瀬主査 22番。

米田委員 22番も全く影響がないということで、記述を統一させていただくこととで、助言からは落とします。

早瀬主査 23番。

米田委員 23番は要りません。

早瀬主査 25番を終わって、26、27も終わって、28番ですか。

谷本委員 大丈夫です。28、29、30は要りません。

早瀬主査 31、要りません。

米田委員 32も要りません。

谷本委員 33と34ですね。これはちょっと作本さん、修正してください。

作本委員 警笛以外のRegulationというのはあるんじゃないかなと。

谷本委員 鈴木さん、いいですか。

後でちょっと案を考えてね。「DFRの」と入れてください。まず、「DFRの12.3のRecommendationについては車のホーンを鳴らすことへの対策のみならず」、これが妥当かどうかはちょっと検討しましょう。「過積載車両への対策など必要な項目を記載すること」ということで、ちょっと過積載の話があったかどうかというのは疑問なんですけれども、これはいつも常套文句ですよということ、あとマナーの件とか、その辺も入れるかどうかなんですけれども、ちょっとこういう形でお願いしたい。いいですか。

作本委員 対策などで例示で、ありがとうございます。

早瀬主査 次は35番。

谷本委員 これも結構です。了解しました。

早瀬主査 36番は先ほど二宮先生のところでありますので、結構です。

田中 このRecommendationなんですけれども、これは環境……。

谷本委員 環境配慮のRecommendationになってない。12の何ぼ、そこだけがRecommendationがぼっと出てくる。

田中 過積載車両は余り環境には、事業には橋の構造には影響がある部分でございますけれども。

谷本委員 騒音だけかな。じゃ、「のみならず、必要に応じて」という、「必要な項目があれば記載すること」にしてください。

田中 はい。

谷本委員 過積載を抜きましょう。それはいいですよ。例示として私は提案したので。

間宮 現時点では、それがないと考えているので、入れてないわけなんですけれども、もし具体的にこういう項目を入れるべきだというのがあれば、おっしゃっていただければ、その辺はちょっと配慮したいと思います。

谷本委員 何か考えましょう。

作本委員 私もRecommendationという単語をずっと気になっていたもので、印象を持っています。

早瀬主査 いいですか。

谷本委員 後ほど考えましょう。

早瀬主査 36は米田先生のあれと合流しますので、結構です。

37は今後の交通量の増加を勘案すると、常時の大気汚染モニタリングの重要性が増

していくことが予想される。その重要性について、JICAが認識すること、だめですか。先方は道路部局で、環境部局は全く関係ないと。

間宮 そうです。

米田委員 重要性を報告に書くだけではだめですか、相手にこの報告もいくんですよ。

間宮 はい。

先方への提言という意味の先ほどのRecommendationとか、追加していいのかなと思うんですけども。

米田委員 それこそRecommendationかもしれないですね。

早瀬主査 どう直せばいいんですか。

谷本委員 大気汚染があるんだな。先ほどのところ、整備不良対策に。

作本委員 そうですね。

谷本委員 煙もくもくね。 そうですね。だけれども、ノイズというのものもある。

作本委員 ノイズもあるし、積み過ぎとか。

早瀬主査 そうさせていただいて、39にあってよろしいですか。

作本委員 39でいいですか。

ちょっとすみません、これを変えさせていただきませんが、上から七、八行目ぐらいから引用させてもらいました。英語のちょっと前ですね。「既存の建物からの放射性廃棄物の排出は予想されないであろう」という、かぎ括弧に入っているのをまず使わせてもらって、もとの英文はあるんですが、引用ということで、頭と尻尾にかぎ括弧を入れてもらえますか。

もう一つ、文章を並べさせてもらいます。

それは下のほうに出てくる文章で、もう一つの文章が「既存施設の取り壊し前に」というところですけども、そこからずっと続いていただいて、「処分場に投棄する」まで、そこまでコピーしていただいて、かぎ括弧におさめていただいて、それで括弧して「一般の」というのが入っていたら、それを削除してください。そこは英語から確か読み取れなかった。

あと訳語がおかしかったらちょっと後で直していただきたいんですが、両方に係るページ数として、括弧して398ページの記述は慎重に行うべきである。それぞれの文章でちょっと引っかかるところが出る書き方かと思うんです。

それがまず前半で、後半は「既存のAEA施設の取り壊し方や」、もう一つになりますが、「放射性廃棄物の処理方法等について、JICAは関連」、これはちょっと新しいんですけど、「関連の国際条約及び国内法に基づき、スリランカ政府に対して適切な助言を行うこと」、助言というのはおかしいですか、政府だったら提言ぐらいのほうがいいですか。

田中 助言、提言はちょっと。

作本委員 もっと厳しい。適切な意見を述べてくださいというだけのことなんですけれども。

田中 こういった処理を適切に行うよう……

作本委員 「JICAは」の次に、点を入れていただけますでしょうか、下から2行目、「JICAは、」で。

政府への提言じゃなくて、ドラフトファイナルに記述することで、今ご提言いただきましたので、そうすれば政府への提言がしづらいことはわかっていますから。

谷本委員 それをやるJICAは大変だろう。本当にやるとなれば、必要な旨をドラフトファイナルレポートに記載すること。

作本委員 必要性を、ですね。

谷本委員 何かその辺だろうな。

作本委員 「に基づき、実施すべきことを」、次を取っていただいて、ファイナルレポート、「DFRに提言すること」でいいですか。

谷本委員 記載すること。

作本委員 記載すること。

谷本委員 「JICA」を取らないと。

作本委員 「JICA」を取ると。

谷本委員 「JICA」を取るとJICAは喜びます。

米田委員 処理方法を、「処理・運搬」にしてください。

谷本委員 確かに運搬になりますね。

作本委員 運搬になりますね。確かに。

国際標準でも、今説明いただいていますから。

谷本委員 それに基づいてやってもらっていいわけでしょう。そういうことです。それを担保にすればいいと思う。

作本委員 もちろんそういうようなことは、いっぱいDFRにも書いてありますけれども。

米本委員 「基づき」の後に、「慎重に」を入れてもよろしいですか。

田中 「適切に」とか、「慎重に実施すべきことの重要性を」とかのほうがいいような気がするんですけども。

作本委員 強弱をつけてくださいという意味では、そういうような重要性、今若干説明があるんですよ。

田中 やることは、法律上やることになっているので、言われなくてもやることなんですけれども、その重要性をDFRに記載すること。

間宮 語句の問題なんですけれども、今「国際条約」と書かれているんですけども、条約ではなくて、国際的な基準とか取り決めとか。

作本委員 それでも結構です。具体的にあるわけじゃないですから、国際基準と国

内法に基づきで。

間宮 ありがとうございます。

早瀬主査40番はよろしいですか、作本先生。

作本委員 40番、これは削除で結構です。

早瀬主査 41番、松下先生。

松下委員 これは対応いただけるので、結構です。

早瀬主査 42番は。

松下委員 42は既に早瀬委員のコメントがありましたから、それと合体する形で。

早瀬主査 そこに騒音を入れてなかったかな。

谷本委員 大気汚染だけだったか。

早瀬主査 ちょっと入れましょうか。

谷本委員 ここでしょう。

早瀬主査 大気汚染モニタリング、大気汚染及び騒音の。

谷本委員 振動はいい。効果のレベル、過積載の話、さっきちょっと出して引っ込めた。入れちゃう。

早瀬主査 入れちゃう。

谷本委員 後で消す。もし問題だったら、主査も頑張って、振動も入れて。

早瀬主査 効果の振動というのは、ちょっとよく見えないんだけども、間接的だから。

田中 騒音であれば、日本でもそうだと思うんですが、振動は入ってないですね。

谷本委員 じゃ、そこまでにしてください。

松下委員 43番も既に早瀬委員から大分議論がありましたので、12番のコメントと合体することをお願いします。

44はこれで結構です。

早瀬主査 45番。

米田委員 45番は結構です。46番と47番はEIAに関する話なので、助言からは削除したいと思います。実際には現地の方とも相談させていただきたいと思います。68番はDFRに関する事なので、これは残そうかなと思います。

早瀬主査 48番ですか。

米田委員 48番です。すみません。ちょっと文章が長くなるので、どうかと思うんですけども、よろしいですか。

表12.2.6の、これは後から入れていただいてもいいんですけども、このFlora, Fauna and BiodiversityのMitigation Measuresについて、前の47番のところから持ってきた言葉なんですけれども、伐採時には野生動物への影響が可能な限り少なくなるよう配慮すること。

それから、もう一つ46番のほうの表現にあるんですけども、非意図的外来種導入



について啓発を行うなど追記すること。配慮は書いてあるんですけども、行き過ぎの配慮なので、EIAと整合性をとって記述することぐらいでどうでしょうか、よろしいでしょうか。

49番もEIAの話なので、これも助言からは削除しますが、確認はしてください。

50番、51番、52番は要りません。

早瀬主査 53番。

谷本委員 わかりましたので、これで結構です。

早瀬主査 54番は。

作本委員 これをちょっと残していただきたいんですが、これはまたAEAなんですが、ずっと10行ぐらいおりてきまして、「の移転候補地の検討において、ステークホルダー協議の実施や環境社会情報の提供などについて」、相手国の提言じゃおかしいですかね。

田中 相手国の法制上は難しいので、日本でも例えば病院の移転で、住民のステークホルダー協議をやるかということ、やってないぐらいのレベルのもので、今回……

作本委員 どのくらいの廃棄物の量を今度新しいやつは抱え込むか、それはわからないんですね。

田中 ただ、今回先にも住民はいませんので。

作本委員 そうですか、今はまだ周囲にはいない。

田中 予定地は、候補地は学園都市みたいなところでございますので。

間宮 山の中に新しく学園都市を切り開いて。

作本委員 Homagamaというところ。

間宮 はい。

作本委員 そうですか。

じゃ、まだそういう意味では新しいところに移転すると考えて、これは相手国政府の手の内のことだから、どこまで言っているのか、言わなくていいのか、全体像がわからなかったんですけども、わかりました。それでは、ここはこの文章全体削除をお願いします。

早瀬主査 55。

作本委員 55、これは削除をお願いします。

早瀬主査 56。

松下委員 これは結構です。

米田委員 57番も説明していただきました。結構です。58番は39番に合体してください。合体というか、入れてください。慎重に実施すること。

谷本委員 59番はこれで結構です。

早瀬主査 60番、残していただきます。

作本委員 61番、削除をお願いします。

鈴木 60番は残されますか。

早瀬主査 私のコメントに回答のほうの、「効果的な周知方法を検討の上」というのを加えて。

鈴木 「効果的な周知方法を検討すること」でよろしいですか。

早瀬主査 そうですね。それで結構です。

鈴木 JICAのGrievance Procedureというのは、異議申立制度のことと理解してよろしいですか。

早瀬主査 そうですね。

じゃ、最後まで終わりましたが、皆さん、幸せでしょうか。

谷本委員 最後の項目は。

早瀬主査 まだあるのか。66、失礼しました。

65。

作本委員 65は削除をお願いします。

谷本委員 64も。

作本委員 64、65。

谷本委員 62番は二宮さんですから。

最後の66はもう一つ、二宮さんです。これは残っているな。

作本委員 65も削除をお願いします。

谷本委員 これも入っているんだ。

早瀬主査 どうも失礼しました。

作本委員 もう1回頭から、もう1回だけ見直しますか。

早瀬主査 そうすると、頭からもう一度見せていただいて、先生方、確認してください。

1ページ目、よろしいですか。

2ページ目。

3ページ目。

谷本委員 サマリーに入れてください。

早瀬主査 4ページ目。

作本委員 11はなしで、全体テーマということで、マトリックス評価は。

谷本委員 12と13が合体だな、これはいいですね。

早瀬主査 次のページ。

谷本委員 25が。

早瀬主査 25、緑化ですね。これがちょっと。

谷本委員 緑化について。

作本委員 何かちょっと言葉が一つ。

早瀬主査 ちょっと何か足りないね。

谷本委員 緑化対策。

作本委員 緑化対策について積極的に行うことならば、木を植えてでも。

谷本委員 このままにして。

早瀬主査 じゃ、次にいきましょう。

谷本委員 これはあったほうがいいです。

整備不良車対策、車を大気汚染に。

作本委員 整備不良車、何か間……

谷本委員 などについて必要な、これは入れてください。これはやっておいたほうがいいと思います。後ろのほうで大気汚染の話が出たんですから、こういうことは何かあるでしょう。車のホーンだけじゃないと思います。

作本委員 対策は要るんですか、後半の整備不良車対策、前半に言葉を言っちゃっているから。

谷本委員 対策ね。ちょっとその辺は対処しましょう。

間宮 この調査の中で検討を行うべき項目ということで、Recommendationで。

谷本委員 Recommendationですから、こういうところを注意してくださいというのを提示するという、注意喚起でいいわけでしょう。

上のほうの「車のホーンを鳴らすことのみならず」、と「対策」を取ってください。

作本委員 ホーンは1回、2回鳴らすのはいいんですね。乱用するとか、何か対応するとか。

間宮 クラクシオン乱用の影響のみならず、その他の騒音対策。

谷本委員 後で見させてください。

作本委員 そうしましょう。

早瀬主査 下に進んでください。

谷本委員 37、これがだからそれに関係するんですね。

作本委員 398ページに「両方とも」というのを入れたいんですが、2つとも「両方とも」、谷本先生、何かいい方法、かぎ括弧2つ受けているんですが、両方とも、両方300、とりあえずそれで。

谷本委員 そういうことか、注意書き。

佐井 これは「慎重に記述する」と書いてありますが、どういうふうを書けばいいんでしょうか？

作本委員 前半のほうでは、予想されないだろうと、表現自体が取り壊しの過程から出ることは、まずリスクとしてはあり得ますよね。もちろん鉛の中におさまっていると云ったって、手袋を使っていれば、そこに放射性廃棄物がついているかもしれないね。だから、予想されないだろうという断定は、かなりこれは強い意味を持ちますので、英語のほうでnot expectedですね。

後半のほうもいわゆる放射性廃棄物の調査、あらかじめ調査して、その後も恐らく一般廃棄物処分場のほうに捨ててしまうというような、その辺は流れで説明されているように見えたんですが。

佐井 私は、これは貼りつけただけなので、これに対して慎重になるぐらいのほうがいいとか、わかりました。

作本委員 英語のほうが何かexpectedといって何か他人事みたいに言っちゃって、単語の問題です。will not be expectedって、未来なのか、第三者的なのか、そういう感じでちょっと見えましたので、誰もがexpectedしておりませんので。

早瀬主査 根拠がない。

鈴木 根拠は、二重に密閉された容器に入っているため……

作本委員 その意味でのexpectedというなら、それでもいいかもしれませんがね。見積もられないというか、そういう感じの意味でのだったらいいかもしれない。

鈴木 これは前段階にも書いてありますが。

間宮 ロジカルにはwill not be expectedだけれども、実際にどうなるかわからないので、それは調査を行い、あった場合はこうする、なかった場合はこうするという記述にちょっと変えようかなと思っていますが、いかがでしょうか。

作本委員 そういう感じですか。

田中 こっちの先ほどお渡しした資料の通り。

早瀬主査 では、進めましょうか。ここはいいですね。

谷本委員 これは、だから二宮さんのところに絡んでくるんだな。伐採だな。

間宮 片方は対策をやるとかと言って、片方はやらないと書いていましたので、そこを整合させるというものです。

米田委員 「現実的に」記述するとしましょうか、余りに厳しい言葉だったので。

谷本委員 この植栽はコントラクターがやる予定。

間宮 はい。

谷本委員 そういう面でね。

間宮 はい。

谷本委員 だから、契約書なんかきちんと書く。伐採も当然コントラクターが森林省の許可を取ってやる。

間宮 道路サイドの街路樹の伐採はそうです。

プライベート側は、更地にして引き渡してもらうときに、民地のものはその所有者が。

作本委員 所有者がするんだね。彼らが必要ならば、森林省の伐採の許可を取らないかん。

間宮 ジャックフルーツのような、そういう種類の木の場合はですね。

米田委員 「非意図的」の前に、「工事に伴う」。

早瀬委員 わかりやすくなった。

米田委員 その上のほうで「少なくなるよう配慮すること」の「こと」を取りましようか、「する」でいいんじゃないでしょうか。

早瀬主査 じゃ、次いきましょうか。

谷本委員 これは「周知すること」か、「周知方法を検討する」、どっち。

早瀬主査 周知しなきゃいかんね。周知する。

谷本委員 方法だけ検討する。

早瀬主査 効果的な方法を検討して周知すること。

そうしたら、あとまたメールで。

谷本委員 もう一つある。「時間を含めて」、何時から何時、時間軸か。

早瀬主査 時間軸でしょうね。

谷本委員 「軸」を入れたほうがいいかな。

早瀬主査 そうですね。

谷本委員 一番最後「軸」入れましたって、二宮さんに連絡してあげて。

早瀬主査 そうですね。

あとスケジュールのほうをちょっと確認させてください。

長瀬 ありがとうございます。

おかげさまで5時を少し過ぎるくらいでまとめることができました。今回の助言の確定は11月1日の全体会合で行う予定にしております。ですので、なるべく早く、今日いただいた案をまた委員の皆様に戻させていただきますので、適宜補っていただくなりして、早目に確定していただければと思います。

どれくらいで返していただけるような感じになりますかね。来週、遅くとも月曜日には我々からは皆様にはメールで共有させていただく予定ですがけれども。

早瀬主査 来週、月曜日に回ってくると、来週中に。

長瀬 ごめんなさい。火曜日だ。

早瀬主査 火曜日ですね。

作本委員 1週間くらいあったほうがいいですね。3日くらいだとかなり厳しいので。

早瀬主査 その後1週間くらい目途にやるということでもいいですか。

作本委員 1週間くらいあればいいんじゃないですか。

谷本委員 20日くらい。

長瀬 よろしいですかね。

では、1週間くらいを目途に審議していただくということで、よろしく願いいたします。

他によろしいですか。

谷本委員 ごめんなさい。66の2行目の「時間」の後ろに「軸」を入れておいてください。「時間軸」、それでいいですね。

長瀬 それでは、ワーキンググループを終わりにいたします。  
どうもありがとうございました。

午後5時13分閉会